



鴻巣市では 平成31年4月診療分から 医療費窓口払い廃止の年齢範囲を拡大します

◆医療費窓口払い廃止の条件

	①重度心身障害者医療費 (平成31年3月診療分まで) ②こどもの医療費 (変更ありません) ③ひとり親家庭等医療費 (変更ありません)	①重度心身障害者医療費 (平成31年4月診療分から)
対象	中学生まで	受給者全員
医療機関	鴻巣市内の 医科・歯科・薬局・訪問看護	鴻巣市内の 医科・歯科・薬局・訪問看護
金額設定	一医療機関ひと月 累計21,000円未満(※) ※月の途中で累計21,000円以上になった場合、同月の初診日に遡って対象外(窓口払いが発生)になります。	○ 後期高齢者医療制度 加入者以外 一医療機関ひと月 累計21,000円未満(※) ○ 後期高齢者医療制度 加入者 自己負担限度額

注) ①**重度心身障害者医療費**は、平成27年1月以降に65歳以上で障害者手帳を取得した方は対象になりません。

「健康保険証」 + 「医療費受給者証」を提示 すると

上記の条件で 窓口での支払い(保険診療分)はありません

窓口払いが廃止にならない場合

- 柔道整復(整骨・接骨)鍼灸にかかったとき
- コルセットなどの治療用装具を作ったとき

問い合わせ先

鴻巣市役所 福祉課 ☎ : 048-541-1537 (①重度心身障害者医療費)
 こども未来課 ☎ : 048-541-1335 (②こどもの医療費・③ひとり親家庭等医療費)
 F A X : 048-541-1328